

# 尼崎市障害者計画及び障害福祉計画の概要について

	尼崎市障害者計画	尼崎市障害福祉計画
根拠	<p><b>障害者基本法第11条第3項</b></p> <p>市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。</p>	<p><b>障害者総合支援法第88条第1項</b></p> <p>市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。</p>
計画期間	<p>本市の現行計画は、平成21～26年度(6か年)</p> <p>※法律上の<b>規定なし</b>。</p> <p>(国)障害者基本計画:平成25～29年度(5か年)</p> <p>(県)ひょうご障害者福祉プラン:平成22～26年度(5か年)</p> <p>※なお、次期プランについては平成27～32年度(6か年)で策定予定。</p>	<p>本市の現行計画は、平成24～26年度(3か年)</p> <p>※同法第87条に基づき厚生労働大臣が定める「基本指針」で、<b>3年と規定</b>されている。</p>
定める事項・内容等	<p>法律上、計画に定めるべき事項は明記されていないが、</p> <p>①同法第10条に基づき、<u>障害者への支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に策定され、実施する必要があること</u></p> <p>②<u>障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、同法第11条第1項及び第2項に基づき策定される、国及び県の障害者基本計画を基本にすること</u></p> <p>などが規定されている。</p>	<p>計画に定めるべき主な事項として、</p> <p>①<u>障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標</u></p> <p>②各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援の必要な見込量</p> <p>③各年度における地域生活支援事業の見込量等</p> <p>④上記②③における見込量の確保のための方策などが規定されている。</p>
主な特徴・改正点	<p>第3次障害者基本計画の特徴として、</p> <p>①障害者施策の基本原則等の見直し</p> <p>②計画期間の見直し(前回10年間→現行5年間)</p> <p>③<u>施策分野の見直し(安全・安心、差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮の3分野の新設等)</u></p> <p>などが挙げられる。</p>	<p>第4期障害福祉計画(平成27～29年度)に係る国の基本方針において、</p> <p>①PDCAサイクルの導入</p> <p>②成果目標に「<u>地域生活支援拠点等の整備</u>」を追加</p> <p>③<u>障害児支援の体制整備についても定めるよう規定</u></p> <p>などが新たに盛り込まれている。</p>

# 尼崎市障害者計画・障害福祉計画の主な改正点等について

## ◎ 尼崎市障害者計画・障害福祉計画

### 第1章 計画策定にあたって

### 第2章 計画の性格

### 第3章 障害のある人を取り巻く現状

### 第4章 計画の基本的な考え方

### 第5章 障害者施策の推進

### 第6章 障害福祉サービスの提供(障害福祉計画)

### 第7章 計画の推進に向けて

### 資料編

(国の改正点、本市の課題等)

- ① 国の障害者基本計画の期間は平成29年度までの5カ年計画としている。
- ② 前回と同様、障害者計画と障害福祉計画の一体計画として改正するか。

(対応案)

- 本市障害者計画の期間を第5期障害福祉計画の終期(～平成32年度)までとし、**一体型の計画として改正**する(兵庫県も同様の対応を行う予定)。

(国の改正点、本市の課題等)

- ③ 現行の障害者計画の推進項目については目標値等を設定していないため、本市の障害者施策全般に対する進捗状況や課題等が見えにくい。

【※手帳所持者、アンケート調査の概要、福祉サービスの利用状況のみの記載】

(対応案)

- 第5章にある**各推進項目等**に対し、**新たに目標値等を設定**する。

(国の改正点、本市の課題等)

- ④ 現行の障害者計画については、重点課題と各推進項目を体系付けていない。

(対応案)

- **新たに目標値等を設定した各推進項目と体系付けることで、計画の重点課題等に対する進捗状況や課題等**を見えやすくする。

(国の改正点、本市の課題等)

- ⑤ 国の新たな分野別施策(差別解消等)への対応、各推進項目の目標値等の設定。

(対応案)

- 上記③～⑤に対応するため、**推進項目等を再編(※)**し、**目標値等を設定**する。

(国の改正点、本市の課題等)

- ⑥ 新たな事項(地域生活支援拠点等の整備、障害児支援体制の整備等)への対応。

- ⑦ 本市障害福祉サービス等の適正化(支給決定等)の取組みについて。

(対応案)

- 「**親亡き後**」を見据えた**地域生活支援拠点等の整備**について、検討する。
- 児童福祉法に基づく**障害児支援等の体制整備**についても、計画に定める。
- 今年度策定される本市の**支給決定基準(ガイドライン)**について記載する。

(国の改正点、本市の課題等)

- ⑧ 現行計画の進捗管理については、本市の事務事業評価を参考にしながら実施し、具体的な数値等については、障害福祉計画で把握することとしている。

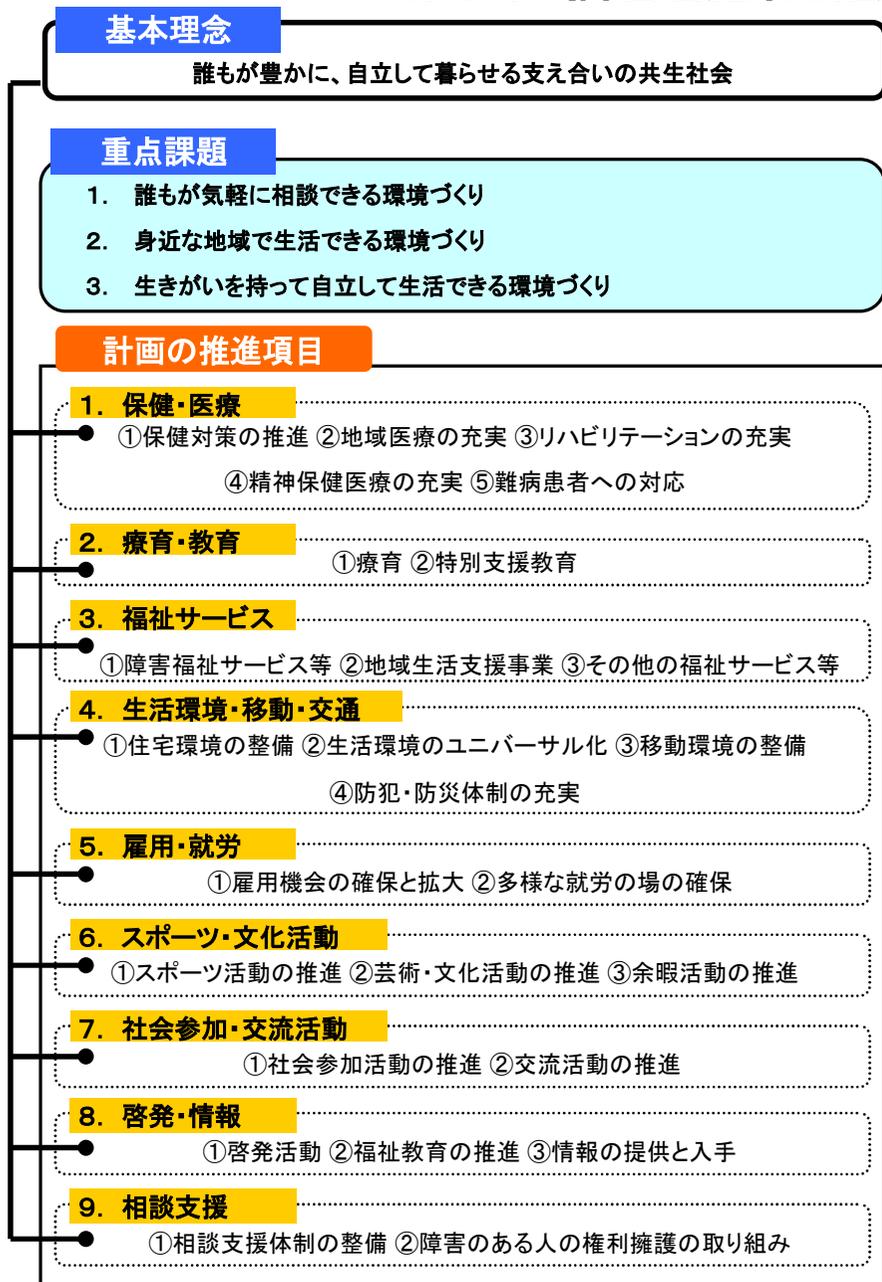
- ⑨ 国の障害福祉計画に係る基本指針において、新たにPDCAサイクルが導入された。

(対応案)

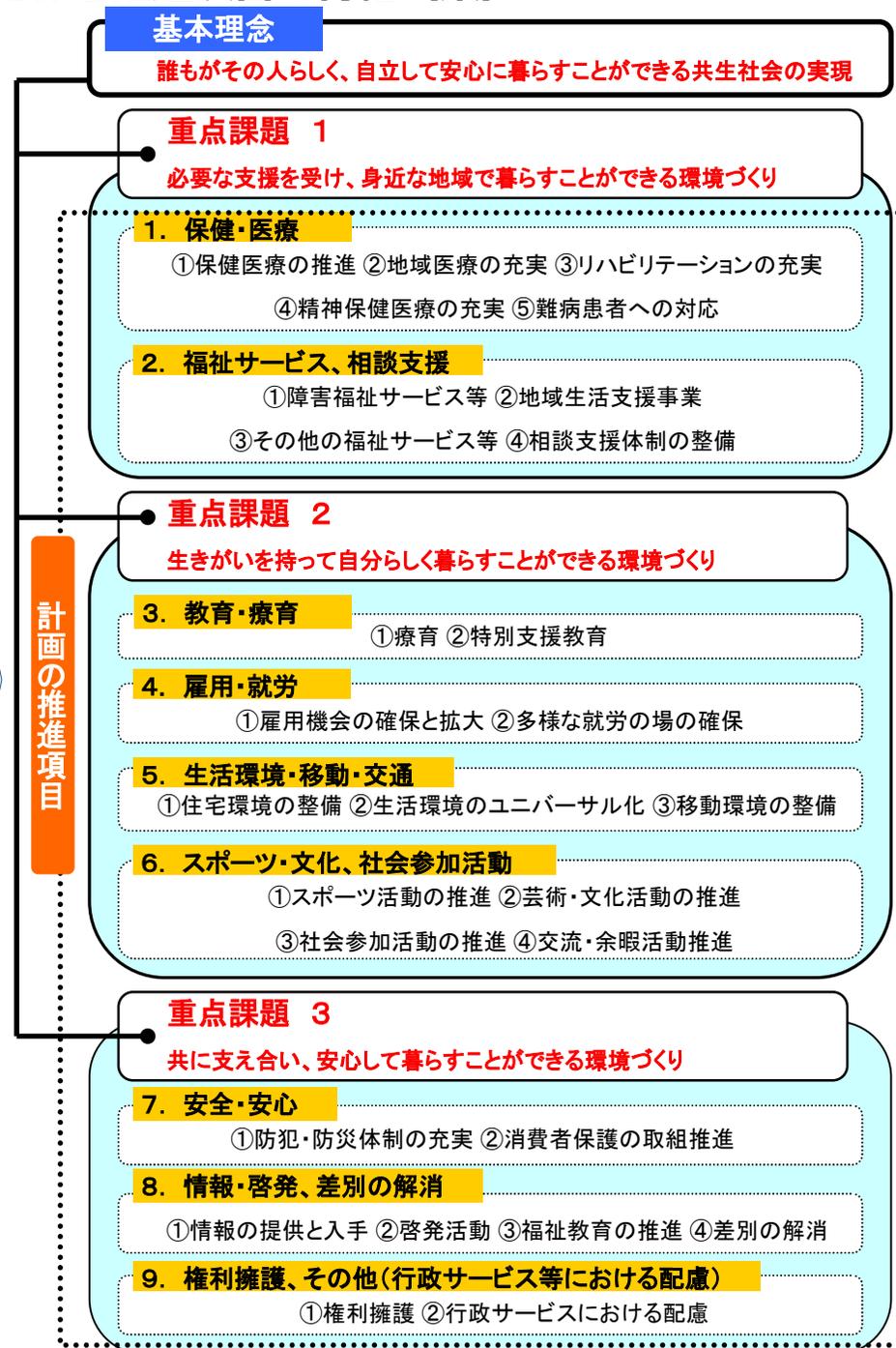
- 本市障害者計画の各推進項目に目標値等を設定することで、**進捗状況を把握・管理しやすく**する。
- 障害福祉計画については、**活動指標に対する実績の把握・分析等**を行う。
- 両計画とも**分科会、協議会等へ報告(年1回)**を行い、**結果をHP等に公表**する。

※ 第5章の推進項目の再編案については資料4を参照

# 第5章（障害者施策の推進）に係る推進項目の再編（案）



※各推進項目における取組内容等については、現行計画をベースに仮置き。



平成26年度 尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会における計画策定部会の構成(案)

【計画策定部会(3部会)への委員の割り振りについて】

当該部会を設ける趣旨は、各項目における効率的な審議であることから、1部会を原則10名前後の会議体とする。

- (1) 学経(大学教授)より各部会長を選任し、市議会議員についてもそれぞれ等に割り振る。
  - (2) 障害当事者団体以外の委員については、各部会における検討項目(推進項目)に関係する者を割り振る。
  - (3) 障害当事者団体(8団体)の委員については、各団体より特別委員枠を1つずつ設けて、2つの部会に割り振る。
- ※前回の改定時においては、障害当事者団体が6団体であったため、全団体に特別委員枠を2つずつ設けて、3部会に入っていたが、今回は新たに2団体(難病、発達)が追加されたため、(3)の対応に変更する。  
 なお、各部会から外れた団体の委員に対しては、会議資料や議事要旨等を送付するなど、できる限りご意見を伺うよう配慮する。

◎ 尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会

区分	選出団体等	役職等	氏名
1 社	委員	社会福祉法人福成会	常務理事 上野 芳昭
2 学	委員 ◎	大阪市立大学大学院	教授 狩俣 正雄
3 社	精神 専門委員	尼崎市精神障害者家族会連合会	副会長 河上 紀子
4 学	専門委員	芦屋学園短期大学	准教授 木下 隆志
5 学	委員	兵庫県立阪神特別支援学校	校長 源田 紀久恵
6 社	難病 専門委員	尼崎市難病団体連絡協議会	事務局長 小山 昇孝
7 学	委員	尼崎市歯科医師会	地域保健担当常務理事 菅原 正之
8 社	肢体 専門委員	尼崎市身体障害者連盟福祉協会	会計 高尾 絹代
9 社	聴力 専門委員	尼崎市身体障害者連盟福祉協会	事務局長 寺岡 睦
10 社	専門委員	尼崎市社会福祉協議会	理事 寺本 博信
11 社	視覚 専門委員	尼崎市身体障害者連盟福祉協会	副理事長 長畑 孝一
12 社	専門委員	尼崎ボランティア連絡協議会	副会長 野山 恭一
13 議	委員	尼崎市議会	議員 波多 正文
14 社	専門委員	尼崎市民生児童委員協議会連合会	副会長 日高 敦子
15 社	知的 専門委員	尼崎市心身障害児(者)父母連合会	理事 日野 典子
16 社	専門委員	尼崎雇用対策協議会	専務理事 藤井 克祐
17 議	専門委員	尼崎市議会	議員 前迫 直美
18 学	委員 ○	関西学院大学	教授 松岡 克尚
19 議	専門委員	尼崎市議会	議員 松澤 千鶴
20 社	重身、肢児 専門委員	尼崎市心身障害児(者)父母連合会	副会長 守部 美枝子
21 社	発達 専門委員	兵庫県LD親の会	役員 山内 まゆみ
22 学	専門委員	尼崎市医師会	理事 綿谷 茂樹

※ ◎は会長、○は副会長。

○ 計画策定部会における特別委員枠(8団体)

区分	選出団体等	役職等	氏名
23 社	肢体 特別委員枠	尼崎市身体障害者連盟福祉協会	未定
24 社	視覚 特別委員枠	尼崎市身体障害者連盟福祉協会	未定
25 社	聴力 特別委員枠	尼崎市身体障害者連盟福祉協会	未定
26 社	精神 特別委員枠	尼崎市精神障害者家族会連合会	未定
27 社	難病 特別委員枠	尼崎市難病団体連絡協議会	未定
28 社	知的 特別委員枠	尼崎市心身障害児(者)父母連合会	未定
29 社	重身、肢児 特別委員枠	尼崎市心身障害児(者)父母連合会	未定
30 社	発達 特別委員枠	兵庫県LD親の会	未定

● 計画策定部会(第1部会) 重点課題1:「必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり」

1. 保健・医療、2. 福祉サービス(障害福祉計画)

区分	選出団体等	役職等	氏名
1 学	専門委員 ●	芦屋学園短期大学	准教授 木下 隆志
2 学	委員	尼崎市歯科医師会	地域保健担当常務理事 菅原 正之
3 学	専門委員	尼崎市医師会	理事 綿谷 茂樹
4 議	委員	尼崎市議会	議員 未定
5 社	肢体 専門委員	尼崎市身体障害者連盟福祉協会	会計 高尾 絹代
6 社	視覚 専門委員	尼崎市身体障害者連盟福祉協会	副理事長 長畑 孝一
7 社	聴力 専門委員	尼崎市身体障害者連盟福祉協会	事務局長 寺岡 睦
8 社	精神 専門委員	尼崎市精神障害者家族会連合会	副会長 河上 紀子
9 社	難病 専門委員	尼崎市難病団体連絡協議会	事務局長 小山 昇孝
10 社	知的 専門委員	尼崎市心身障害児(者)父母連合会	理事 日野 典子
11 社	重身、肢児 専門委員	尼崎市心身障害児(者)父母連合会	副会長 守部 美枝子
12 社	発達 専門委員	兵庫県LD親の会	役員 山内 まゆみ

※ ●は部会長、副部会長は未定。

● 計画策定部会(第2部会) 重点課題2:「生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり」

3. 療育・教育、4. 雇用・就労、5. 生活環境・移動・交通、6. スポーツ・文化、社会参加活動

区分	選出団体等	役職等	氏名
1 学	委員 ●	関西学院大学	教授 松岡 克尚
2 学	委員	兵庫県立阪神特別支援学校	校長 源田 紀久恵
3 議	専門委員	尼崎市議会	議員 未定
4 社	委員	社会福祉法人福成会	常務理事 上野 芳昭
5 社	専門委員	尼崎雇用対策協議会	専務理事 藤井 克祐
6 社	肢体 特別委員	尼崎市身体障害者連盟福祉協会	未定
7 社	精神 特別委員	尼崎市精神障害者家族会連合会	未定
8 社	難病 特別委員	尼崎市難病団体連絡協議会	未定
9 社	重身、肢児 特別委員	尼崎市心身障害児(者)父母連合会	未定
10 社	発達 特別委員	兵庫県LD親の会	未定

※ ●は部会長、副部会長は未定。

● 計画策定部会(第3部会) 重点課題3:「共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり」

7. 安全・安心、8. 情報・啓発、差別の解消、9. 権利擁護、その他(行政サービスにおける配慮等)

区分	選出団体等	役職等	氏名
1 学	委員 ●	大阪市立大学大学院	教授 狩俣 正雄
2 議	専門委員	尼崎市議会	議員 未定
3 社	専門委員	尼崎市社会福祉協議会	理事 寺本 博信
4 社	専門委員	尼崎ボランティア連絡協議会	副会長 野山 恭一
5 社	専門委員	尼崎市民生児童委員協議会連合会	副会長 日高 敦子
6 社	視覚 特別委員	尼崎市身体障害者連盟福祉協会	未定
7 社	聴力 特別委員	尼崎市身体障害者連盟福祉協会	未定
8 社	知的 特別委員	尼崎市心身障害児(者)父母連合会	未定

※ ●は部会長、副部会長は未定。

## ○ 平成26年度 尼崎市障害者計画・障害福祉計画(第4期)策定スケジュール(案)

	社会保障審議会 障害者福祉等専門分科会	計画策定部会 (3部会)	自立支援 協議会
4月			
5月	専門分科会委員 の検討・調整等		
6月	第1回(開催日:7/4(金)14:00~) ①アンケート調査の結果報告 ②計画骨子(案)について ③計画策定部会(3部会)の設置等について ④今後のスケジュール(案)について 等	計画策定部会委員 の検討・調整等	
7月		第1部会(4回予定) 保健・医療、福祉サービス 等 第2部会(2回予定) 教育・療育、雇用・就労 等 第3部会(2回予定) 安全・安心、情報、権利擁護	報告 等
8月		第1部会(1回目) 障害者計画の推進項目に係る ①項目全体フレームの決定 ②現状の把握と分析、課題の抽出 ③課題に対する主要取組等の検討 等 第2・3部会(1回目) 障害者計画の推進項目に係る ①項目全体フレームの決定 ②現状の把握と分析、課題の抽出 ③課題に対する主要取組等の検討 等 第1部会(2回目) 障害者計画の検討項目に係る ①主要取組等の決定 ②素案協議 等 第2・3部会(2回目) 障害者計画の検討項目に係る ①主要取組等の決定 ②素案協議 等	
9月	第2回 ①第2・3部会の素案検討 ②総論部分の素案協議 等	第1部会(3回目) 障害福祉計画に係る ①前期計画の進捗状況と分析 ②第4期計画の構成の決定 ③素案(見込量、目標値含む)協議 等 第2・3部会(3回目<※予備>)	報告 協議等
10月	第3回 ①第1部会の素案検討 ②総論部分の素案協議2 等	第1部会(4回目) 障害福祉計画に係る ①素案(見込量、目標値含む)協議2 ②支給決定基準(ガイドライン)の協議	報告 協議等
11月	第4回 ①中間報告(素案)の取りまとめ ②パブリックコメントの実施について協議	第1部会(5回目<※予備>) 障害者計画及び障害福祉計画に係る ①分科会の意見等の調整 ②最終調整 等	
12月	計画素案の完成		
	★ パブリックコメントによる意見募集		
	★ 市民説明会の実施		
1月	第5回(※予備) ①パブリックコメント回答案の協議 ②計画案の最終調整 等 ※個別対応(調整)の可能性あり		報告 協議等 (※予備)
2月	計画案の完成		
	第6回 ①計画案の答申 等		
3月	★ パブリックコメントの結果公表		
	親会(審議会)への報告		

## 尼崎市障害者福祉施策推進会議設置要綱

## (設置)

第1条 本市の障害者福祉施策に関する基本方針の樹立と関係施策の推進について、関係局部・課（室・事業所を含む）相互の連絡調整、情報・意見の交換等必要な事項を協議するため、尼崎市障害者福祉施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 推進会議の委員は、別表に定める職又はこれに相当する職務を行う者を充てる。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

## (会長)

第3条 会長は、福祉部長、副会長は、障害福祉課長をもって充てる。

2 会長は、推進会議を代表し会務を掌理する。

3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

## (召集)

第4条 推進会議は、会長が招集する。

## (会議)

第5条 推進会議は、必要に応じて開催する。

## (専門委員会)

第6条 会長が特に必要と認めるときは、専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会は、推進会議委員の中から会長が指名するものをもって組織する。

3 専門委員会の委員長は、副会長をもって充てる。

4 専門委員会は、必要に応じて開催する。

5 専門委員会は、委員長が召集する。

6 委員長が特に必要と認めるときは、分科会を設置することができる。

## (意見の聴取等)

第7条 会長及び委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものの出席を求めて、意見を聴取するほか、必要な資料の提供を求めることができる。

## (事務局)

第8条 推進会議の事務局は、健康福祉局福祉部障害福祉課に置く。

## (運営の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか推進会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

## 付 則

この要綱は、昭和50年7月1日から実施する。

昭和53年4月25日改正

昭和55年6月1日改正

平成 5 年 6 月 25 日改正  
平成 7 年 9 月 4 日改正  
平成 20 年 8 月 26 日改正  
平成 21 年 5 月 20 日改正  
平成 24 年 4 月 16 日改正  
平成 26 年 5 月 28 日改正

別 表 尼崎市障害福祉施策推進会議委員 【事務局：障害福祉課】

役職名	所属役職名
会 長	福 祉 部 長
副 会 長	障 害 福 祉 課 長
委 員	政 策 課 長
委 員	魅 力 発 信 ・ 報 道 担 当 課 長
委 員	人 事 課 長
委 員	防 災 対 策 課 長
委 員	市民協働局課長（市民活動推進担当）
委 員	人 権 課 長
委 員	福 祉 課 長
委 員	高 齢 介 護 課 長
委 員	生 活 支 援 相 談 課 長
委 員	健 康 増 進 課 長
委 員	こども青少年局課長（保育指導担当）
委 員	し ごと 支 援 課 長
委 員	建 築 指 導 課 長
委 員	住 宅 ・ 住 ま い づ く り 支 援 課 長
委 員	交 通 局 運 輸 課 長
委 員	学校教育部課長（生徒指導・特別支援担当）
委 員	教 育 総 合 セ ン タ ー 所 長
委 員	社 会 教 育 課 長